

参考資料1

社会资本整備審議会関係組織法令抄録

○国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）

第六条 本省に、次の審議会等を置く。

国土審議会

社会资本整備審議会

交通政策審議会

運輸審議会

第十二条 社会資本整備審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 三 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）、・・・都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）、明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）、河川法（昭和三十九年法律第二百六十七号）、・・・の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 2 前項に定めるもののほか、社会资本整備審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他社会资本整備審議会に關し必要な事項については、政令で定める。

○社会资本整備審議会令（平成十二年政令第二百九十九号）（抄）

（所掌事務）

- 第一条 社会資本整備審議会（以下「審議会」という。）は、国土交通省設置法（以下「法」という。）第十二条第一項 及び附則第七条に規定する事務をつかさどるほか、陸上交通事業調整法（昭和十二年法律第七十一号）第二条第一項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第三条 委員は、学識経験のある者のうちから、国土交通大臣が任命する。

- 2 臨時委員は、学識経験のある者並びに当該特別の事項に關係のある地方公共団体の長及び議会の議員のうちから、国土交通大臣が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に關し学識経験のある者のうちから、国土交通大臣が任命する。

(委員の任期等)

第四条 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は、非常勤とする。

(会長)

第五条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を總理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(分科会)

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 务
公共用地分科会	(略)
産業分科会	(略)
住宅地分科会	(略)
歴史的風土分科会	都市計画法（昭和四十二年法律第二百号）、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十二年法律第一号）及び明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）の規定により、並びに陸上交通事業調整法の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
河川分科会	河川法（昭和二十九年法律第二百六十七号）及び土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
道路分科会	(略)
建築分科会	(略)

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員等は、国土交通大臣が指名する。
- 3 分科会に、分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

(部会)

- 第七条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 審議会に置かれる部会に属すべき委員等は、会長が指名する。
 - 3 分科会に置かれる部会に属すべき委員等は、当該分科会に属する委員等のうちから、分科会長が指名する。
 - 4 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
 - 5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
 - 6 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
 - 7 審議会（分科会に置かれる部会については、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

(幹事)

- 第八条 審議会に、幹事を置く。
- 2 幹事は、関係行政機関の職員から、国土交通大臣が任命する。
 - 3 幹事は、審議会の所掌事務のうち、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法及び明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の規定によりその権限に属させられた事項について、委員及び臨時委員を補佐する。
 - 4 幹事は、非常勤とする。

(議事)

- 第九条 審議会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 審議会の議事は、委員及び議事に關係のある臨時委員で会議に出席したもの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。この場合において、第一項中「三分の一」とあるのは「三分の一（分科会については国土交通大臣、審議会に置かれる部会については会長、分科会に置かれる部会については分科会長が三分の一を超える定足数を定めたときは、当該定足数）」と、前項中「会長」とあるのは「分科会については分科会長、部会については部会長」と読み替えるものとする。

○社会資本整備審議会運営規則(妙)

(会議の招集)

第一条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び審議事項を委員、当該議事に關係のある臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）に通知する。

(書面による議事)

第二条 会長は、やむを得ない事由により審議会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員及び当該議事に關係のある臨時委員に送付し、その意見を徵し又は賛否を問い合わせ、その結果をもつて審議会の議決に代えることができる。

(議長)

第四条 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

(委員等以外の者の出席)

第五条 会長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、審議会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(議事録)

第六条 審議会の議事については、議事録を作成するものとする。

(議事の公開)

第七条 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(分科会)

第八条 会長は、必要があると認めるときは、調査審議事項を分科会に付託することができる。

2 分科会の議決は、会長が適当であると認めるときは、審議会の議決とすることができる。

3 分科会の議事においては、第2条から前条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「分科会」、「会長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

(部会)

第九条 審議会又は分科会は、部会を置くことができる。

2 会長（分科会に置かれる部会について分科会長。次項において同じ。）は、必要があると認めるときは、調査審議事項を部会に付託することができる。

3 部会の議決は、会長が適当であると認めるときは、審議会（分科会に置かれる部会について分科会）の議決とすることができる。

4 部会の議事においては、第2条から第7条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(雑則)

第十条 この規則に定めるもののほか、審議会、分科会又は部会の議事の手続きその他運営に関する必要な事項は、それぞれ会長、分科会長又は部会長が定める。

○都市計画法（平成四十二年法律第百号）（抄）

第五章 社会資本整備審議会の調査審議等及び都道府県都市計画審議会等

（社会資本整備審議会の調査審議等）

第七十六条 社会資本整備審議会は、国土交通大臣の諮問に応じ、都市計画に関する重要な事項を調査審議する。

2 社会資本整備審議会は、都市計画に関する重要な事項について、関係行政機関に建議することができる。

○河川法（平成二十九年法律第百六十七号）（抄）

第五章 社会資本整備審議会の調査審議等及び都道府県河川審議会

（社会資本整備審議会の調査審議等）

第八十条 社会資本整備審議会は、国土交通大臣の諮問に応じ、河川に関する重要な事項を調査審議する。

2 社会資本整備審議会は、前項に規定する事項について関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

社会资本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会運営規則

社会资本整備審議会運営規則第10条の規定に基づき、社会资本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会運営規則を次のとおり定める。

社会资本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会長
越澤 明

(小委員会の設置)

第1条 都市計画・歴史的風土分科会長は、必要があると認めるときは、小委員会を設置して調査させることができる。

(小委員会の委員)

第2条 小委員会に属すべき委員等（社会资本整備審議会令（平成十二年六月七日政令第二百九十九号）第4条第5項の「委員等」という。以下同じ。）は、都市計画・歴史的風土分科会に属する委員等のうちから、都市計画・歴史的風土分科会長が指名する。

(委員長)

第3条 小委員会に委員長を置き、当該小委員会に属する委員等のうちから、都市計画・歴史的風土分科会長が指名する。

- 2 小委員会は、委員長が招集する。
- 3 委員長は、小委員会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び調査事項を当該小委員会に属する委員等に通知する。
- 4 委員長に事故があるときは、当該小委員会に属する委員等のうちから都市計画・歴史的風土分科会長があらかじめ指名するものが、その職務を代理する。
- 5 委員長は、調査を終了したときは、速やかに調査結果を都市計画・歴史的風土分科会長に報告するものとする。

(議事)

第4条 小委員会の議事については、社会资本整備審議会運営規則第4条から第7条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、「審議会」とあるのは「小委員会」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成22年11月8日から施行する。

社会资本整備審議会河川分科会運営規則

社会资本整備審議会運営規則第十条の規定に基づき、社会资本整備審議会河川分科会運営規則を次のとおり定める。

(小委員会の設置)

第一条 河川分科会長は、必要があると認めるときは、小委員会を設置して調査審議させることができる。

2 小委員会の議決は、河川分科会長が適当と認めるときは、河川分科会の議決とすることができます。

(小委員会の委員)

第二条 小委員会に属すべき委員等（社会资本整備審議会令（平成十二年六月七日政令第二百九十九号）第四条第五項の「委員等」をいう。以下同じ。）は、河川分科会に属する委員等のうちから、河川分科会長が指名する。

(委員長)

第三条 小委員会に、委員長を置き、当該小委員会に属する委員等のうちから、河川分科会長が指名する。

- 2 小委員会は、委員長が招集する。
- 3 委員長は、小委員会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び調査審議事項を当該小委員会に属する委員等に通知する。
- 4 委員長に事故があるときは、当該小委員会に属する委員等のうちから河川分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 5 委員長は、調査審議を終了したときは、速やかに調査審議結果を河川分科会長に報告するものとする。

(議事)

第四条 小委員会は、委員等の三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 小委員会の議事は、委員等で会議に出席したもののが過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 小委員会の議事については、社会资本整備審議会運営規則第四条から第七条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、「審議会」とあるのは「小委員会」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成十三年九月十九日から施行する。

附 則

この規則は、平成二十二年十月二十九日から施行する。

